特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名			
11	揖斐川町	介護保険関係事務	基礎項目評価書	

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

揖斐川町長は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利権益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利権益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

揖斐川町長

公表日

令和5年3月6日

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイ	ルを取り扱う事務
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	・介護保険制度は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付等を行うための制度である。 ・介護保険法に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付を、要支援認定を受けた者には予防給付を行っている。 ・市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。 ・揖斐川町は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理 ②被保険者証又は認定証の再交付・返還受理 ③要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理 ④要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	介護保険システム、住民基本台帳システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイ	ル名
介護保険システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の68の項
4. 情報提供ネットワー	クシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
	番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・第1 2 3 4 6 8 11 26 30 33 39 42 46 56の2 58 61 62 80 81 83 87 9

・第1、2、3, 4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、9 0、94、95、108、117項

②法令上の根拠

・番号法別表第二の主務省令第2、3、4、19、25、30、32、33、43、44、47条

(別表第二における情報照会の根拠)

•第93、94項

・番号法別表第二の主務省令第46、47条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署 住民福祉部健康福祉課

②所属長の役職名 住民福祉部 次長兼健康福祉課長兼地域包括支援センター長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

議求先 総務部政策広報課デジタル推進室 〒501-0603 株島県提売郡場売川

〒501-0692 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地 0585-22-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 住民福祉部健康福祉課 〒501-0692 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地 0585-22-2111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			5年1月31日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	5年1月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ』	重点項目評	平価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載				
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供	ネットワークシスラ	ムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・消去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査								
実施の有無	[O]	自己点検	[]	内部監査 [] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I -5-②所属長	住民福祉部課長 河瀬 浩冶	住民福祉部課長 高橋宗徳	事後	
平成31年3月19日	I-5-②所属長の役職名	住民福祉部福祉課長 高橋宗徳	住民福祉部福祉課長	事後	
平成31年4月1日	I -5-①部署名	住民福祉部福祉課長	住民福祉部健康福祉課長	事後	
令和2年4月1日 I-5ー②所属長の役職名		住民福祉部福祉課長	住民福祉部次長兼健康福祉課長兼地域包括 支援センター長	事後	
	I -8-連絡先	総務部総務防災課	総務部総務課	事後	
令和3年8月13日	¹ ロ3年8月13日 I -4-②法令上の根拠 番号法第19条第7号		番号法第19条第8号	事後	
令和5年3月6日	他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ホットワークによる情報連携はしない。		なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	
令和5年3月6日	Ⅰ −1−③システムの名称	介護保険システム	介護保険システム、住民基本台帳システム、中間サーバー	事後	
令和5年3月6日	I -7-請求先	住民福祉部住民生活課	総務部政策広報課デジタル推進室	事後	
令和5年3月6日	I -8-連絡先	総務部総務課	住民福祉部健康福祉課	事後	